

(参考)

# 消費者安全に関する緊急事態等の対応について

## 関係会議の開催

### 緊急対策本部(閣僚級)

関係大臣の連携対処の必要がある場合に設置  
設置に際しては、内閣府特命担当大臣(消費者)が、  
内閣官房長官及び関係大臣と協議  
本部長は内閣府特命担当大臣(消費者)

### 消費者安全情報総括官会議(局長級)

府省横断的に対処する必要がある場合に開催  
内閣府特命担当大臣(消費者)が開催を決定

内閣府特命担当大臣(消費者)

必要に応じて  
迅速に報告

対応を  
指示

報告

消費者庁次長  
(消費者安全情報総括官)

関係府省庁  
消費者安全情報総括官

(消費者安全情報総括官:消費者庁、食安委、警察、総務、消防、文科、厚労、農水、経産、国交、環境の局長級)

## 緊急事態等

○消費者安全法の定める重大事故※等が発生した場合であって、緊急の対応を要する事態

※死亡、負傷又は疾病等(30日以上の治療期間)

又は

○重大事故等に準ずる事故等(被害が大規模又は広域であり、かつ、消費者庁及び関係府省において対応の調整を要すると考えられる事故又は事態が発生した場合)であって、緊急の対応を要する事態

## 緊急事態等の対応

○消費者被害の発生又は拡大の防止するため、関係府省が連携して対応

- ①消費者への情報提供
- ②商品の回収・新規流通の防止
- ③原因究明及び改善措置等

消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱 (平成24年9月28日 関係閣僚申合せ)

消費者安全情報総括官制度について (平成24年9月28日 関係府省局長申合せ)